

専決処分の報告について

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 2 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和元年11月5日

秦野市長 高橋 昌和



理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例で引用するそれぞれの法律の条項に削除及び移動が生じたため、改正する。

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第18条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第5項本文中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和34年秦野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市職員の退職手当に関する条例(昭和38年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第5条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

報告第21号 秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>秦野市職員の給与に関する条例の一部改正</p>	
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手</p>

当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同

当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日

じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額

(2) (略)

3-5 (略)

(休職者の給与)

第19条 (略)

2-4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員がそれぞれの各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に第17条の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 (略)

現在。次号及び次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額

(2) (略)

3-5 (略)

(休職者の給与)

第19条 (略)

2-4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員がそれぞれの各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、その支給日に第17条の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 (略)

秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正

(失職の例外)

第5条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予

(失職の例外)

第5条 任命権者は、法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予

されたものについては、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 (略)

されたものについては、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 (略)

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（その退職をした者が死亡したときは、その退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、その退職をした者が占めていた職の職務及び責任、その退職をした者の勤務の状況、その退職をした者が行った非違の内容及び程度、その非違に至った経緯、その非違後におけるその退職をした者の言動、その非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びにその非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を考慮して、その一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（その退職をした者が死亡したときは、その退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、その退職をした者が占めていた職の職務及び責任、その退職をした者の勤務の状況、その退職をした者が行った非違の内容及び程度、その非違に至った経緯、その非違後におけるその退職をした者の言動、その非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びにその非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を考慮して、その一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退

2・3 (略)

職をした者
2・3 (略)

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(退職手当)

第14条 (略)

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) (略)

3・4 (略)

(退職手当)

第14条 (略)

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) (略)

3・4 (略)

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

(職員)

第24条 (略)

2 家庭保育福祉員は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又

(職員)

第24条 (略)

2 家庭保育福祉員は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又

は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると本市が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3・4 (略)

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると本市が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3・4 (略)